

令和7年第3回定例会 経済建設常任委員会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和7年9月19日（金） 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第 82号 市道路線の認定について
 議第 83号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
 議第 84号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
 議第 85号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について
 議第 86号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
 議第 87号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び
 管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第 93号 令和7年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
 議第 94号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）
 議第102号 令和6年度村上市上水道事業会計決算認定について
 議第103号 令和6年度村上市簡易水道事業会計決算認定について
 議第104号 令和6年度村上市下水道事業会計決算認定について
- 4 出席委員（6名）
- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 三田敏秋君 | 2番 | 姫路敏君 |
| 3番 | 佐藤憲昭君 | 4番 | 富樫光七君 |
| 5番 | 小杉武仁君 | 6番 | 河村幸雄君 |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
 副議長 大滝国吉君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 オブザーバーとして出席した者（なし）
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|---------------------|-------------|
| 副 市 長 | 大 滝 敏 文 君 |
| 政 策 監 | 須 賀 光 利 君 |
| 建 設 課 長 | 須 貝 民 雄 君 |
| 同 課 整 備 室 長 | 小 田 康 隆 君 |
| 同 課 管 理 室 長 | 東 海 林 肇 君 |
| 同 課 日 沿 道 対 策 室 長 | 中 川 博 之 君 |
| 都 市 計 画 課 長 | 小 野 道 康 君 |
| 同 課 参 事 | 忠 康 博 君 |
| 同 課 建 築 住 宅 室 長 | 小 田 雄 介 君 |
| 同 課 都 市 政 策 室 長 | 林 奈 美 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 稲 垣 秀 和 君 |
| 同 課 経 営 企 画 室 長 | 齋 藤 健 一 君 |
| 同 課 経 営 企 画 室 副 参 事 | 本 間 か お り 君 |
| 同 課 経 営 企 画 室 副 参 事 | 石 井 美 勝 君 |
| 同 課 業 務 室 長 | 大 矢 純 君 |
| 同 課 業 務 室 副 参 事 | 島 田 良 樹 君 |
| 同 課 水 道 工 事 室 長 | 伊 藤 孝 雄 君 |

同課水道工事室副参事	伊與部 貞 幸 君
同課下水道工事室長	渡 邊 貴 志 君
同課下水道工事室副参事	小 田 和 彦 君
荒川支所産業建設課長	高 橋 晃 君
神林支所産業建設課長	中 嶋 琢 也 君
朝日支所産業建設課長	鈴 木 健 次 君
山北支所産業建設課長	森 山 治 人 君

10 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	河 内 真 人

(午前 9時59分)

委員長（河村幸雄君）開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第3 議第82号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長 おはようございます。それでは、議第82号 市道路線の認定について御説明をさせていただきます。本案は、村上市松喜和地内の私道について、市道路線認定の申請があり、道路幅員、起終点のいずれかの公道接続、道路敷地の無償寄附など認定の基準に合致することから、認定をお願いするものです。なお、起終点位置、幅員、延長につきましては、議件書の別記に記載のとおりです。次に、市道路線認定説明図についてですが、本路線は説明図の箇所となりますが、南側の市道松喜和3号線を起点とし、西側の市道松喜和1号線を終点とする起終点ともに市道に接続する路線となっております。説明は以上になります。

(質 疑)

姫路 敏 この路線についてみれば、土地については寄附行為がされたとか、あるいはそういうことですか。

建設 課長 市道認定基準の際に、申請者のほうから土地の寄附の申込書も一緒にいただいて、それを認定の条件としております。この案件につきましても、土地の所有者のほうから寄附申込書をいただいたところであります。

姫路 敏 この土地の持ち主というのは、建設あるいは不動産関係の方ですか。それとも、一般個人の方ですか。

建設 課長 こちらの土地の所有者につきましては、ここの土地の開発事業者の方がそのまま土地の所有者になっておりまして、そちらのほうからいただいております。

姫路 敏 その開発行為に関してみれば、事前にいろいろと図面とか、将来的なところのものをいただいておりますか。

建設 課長 開発事業者のほうで開発に入る前に、こういう開発をしたいと、そして道路を設置したい、そして道路の構造はこういう形で設けたいと、そういった協議を事前にさせていただきまして、今回のこの土地につきましては、宅地分譲ということで8区

画ほどの宅地が出来上がっております。

姫路 敏 そうすると、今後恐らくまた随時こういった市道認定というのは出てくる可能性と
いうか、それはあるのだろうかと思えますけれども、その辺いかがですか。

建設 課長 この松喜和地内に限った話でいきますと、これまでもどんどん、どんどん宅地化が
進んでおりまして、まだ今後も出てくる可能性はあるというふうに考えております。

姫路 敏 松喜和のところというのは意外と、意外とというか、新しくどんどん建てていくこ
とになるのでしょうかけれども、あの松喜和そのものという部分というのは、将来的
には市道も随時出てくるのでしょうかけれども、世帯数にしてどのぐらいの事業者の
考え方していますか、全体で。こうやって市道認定というのは随時また今後も出て
くるわけで、それは開発行為に伴っての認定となってくるのでしょうかけれども、松
喜和そのものというのは結構今も軒数建っていると思うのですが、将来的には開発
事業者が意図するところの世帯数というのはどのぐらいになるのだろうかというこ
となのですが、その辺のところまでは話来っていないですか、全く。

都市計画課長 すみません、松喜和という案件の部分はちょっと御説明できないのですけれども、
基本的に開発行為、3,000平米超える開発行為の申請であれば、何区画だとかという
ことで、そのところに道路がどういうふうに設置するかとか、そういったところ
での区画だとか、どういった宅地になるとかというところでの、そういった協議は
事前にありますけれども、今回の松喜和の案件に関しては今資料がなくて、何区画
になるかとかというのは、ちょっと今お答えできません。

姫路 敏 市道認定そのものというのは、記を見れば、その部分だけでいいと思うのです。
この議案に反対するものも何もない。でも、随時上がってきて、これ前も松喜和の
ほうたしか上がってきている経緯もある。考えてみれば、ぽつん、ぽつん、認定、
認定、認定、これはもう作業としてしなければならないものですから、それはそれ
でいいのでしょうかけれども、開発事業者というのはどういったイメージで松喜和の
ところに住宅を開発していくのか、世帯数とか、そのぐらいのことは行政としてつ
かんでおくべきことなので、今この議案の中でのその部分の何か瑕疵があるかとい
うとないのか、別にこれはこれでいいと思うのですが、その辺はやっぱりしっか
りと捉えておいて、今後の松喜和の状況、開発状況というのもしっかりと分かって
おいてもらいたいと思います。人口の増減もあるだろうし、どうやって世帯を増やす
のか、松喜和のところに同じ神林のどこかから引っ張ってくるのなら人口増えない
し、その辺もあるし、その辺のところも含めてやっぱり行政として把握しておく大
事な点だと思うので、今後はそういうところもしっかりとつかんでおいてもらいた
いと思いますが、いかがですか。

都市計画課長 開発のほうの所管でありますので、そういったことも踏まえて今後は見ていきたい
と思います。ありがとうございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第82号は、起立

全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第83号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について、議第84号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について、議第85号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について、議第86号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について及び、議第87号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての5議案を一括議題とし、担当課長（上下水道課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

上下水道課長 それでは、議第83号から議第87号までの5議案について、一括して御説明させていただきます。139ページを御覧ください。初めに、議第83号は村上市上水道条例の一部を改正する条例制定であり、2点について条例改正を行うものです。本市における給水装置工事に関しては、市長が指定する工事事業者により工事を行うことを本条例で定めておりますが、災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した指定工事事業者等による宅内の給水の工事を可能とする規定を追加するものです。このことは、令和6年1月発生 of 能登半島地震において個人宅内の給水に係る配水管の破損が多数発生したことに加え、指定工事店等自身の被災や工事需要の集中などにより指定工事店等の確保が困難となり、結果的に宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。こうした状態を踏まえ、災害その他の場合にあつて指定工事店等の確保が困難と判断されるときは、他の市町村長が指定した指定工事事業者等による給水装置工事の実施を可能とすることにより宅内配管の復旧に対応する事業者や工事店を確保する必要があることから、本条例に所要の改正を加えるものです。次に、水道料金の改定に伴う改正であります。村上市上下水道事業審議会から、令和6年10月22日の答申に基づき、水道料金の平均改定率を14.4%とし、本条例別表第2に規定する基本料金と従量料金の改定を令和8年6月1日から行うものです。今回の料金改定水準につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間における水道事業の経営を維持していくための水準であります。143ページを御覧ください。続きまして、議第84号は村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定であり、村上市上下水道事業審議会からの答申に基づき、上水道と同様に料金を改定することとして、本条例に所要の改正を行うものです。なお、給水装置工事の規定につきましては、上水道条例に準ずる規定であるため、この条項の改正はございません。147ページを御覧ください。続きまして、議第85号は村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第86号は村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について並びに議第87号は村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての3議案については、それぞれ2点について条例改正をしようとするものであるため、一括して御説明いたします。本市における排水設備工事に関しては、市長が指定する工事店により工事を行うことを条例で定めておりますが、給水装置工事と同様に、災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した指定工事事業者等による宅内の排水設備工事を可能とする規定を追加するものでございます。次に、下水道使用料の改定に伴う改正であります。村上市上下水道事業審議会の答申に基づき、下水道使用料の平均改定率を34%とし、それぞれの条

例に規定する基本料金と従量料金の改定を令和8年6月1日から行うものです。今回の使用料改定水準につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間に於ける下水道事業の経営を維持していくための水準であります。以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(一括質疑)

姫路 敏 上水道、簡易水道、下水道も含め、来年の6月から変わるよということでの条例なのでしょうけれども、これ以前もちょっと聞きましたけれども、瀬波温泉辺りの旅館、ホテルあたりが打撃って言ったらあれでしょうけれども、その非常に経費負担が増えるということであると思いますけれども、もう一回ちょっと聞きたいのですが、上水道関係14.4%、あと下水道関係30%でしたか、に伴ってどのぐらい上がりますか。

上下水道課長 まずは、水道料金の改定からなのですけれども、水道料金の改定率は14.4%でございます。現在のごく一般的に1か月に使われる水量が20立方ぐらいと言われておりますので、20立方使いますと3,080円でございます。それが料金改定後になりますと3,520円というふうな金額に改定されることとなります。下水道につきましては、34%の料金改定、平均の料金改定ということですが、現在は20立方使用しますと3,487円でございますけれども、料金改定後には4,730円という金額になります。

姫路 敏 それは分かるのです。それは分かるというか、それはどのぐらい変わりますかという部分についてみれば、上水道であれば14.4%上げればいいわけで、要するに負担の金額の現実問題として、例えば一番大きなホテルが、分からないですよ、適当なこと言いますが、300万ぐらいの上水道料金支払っていたのが幾ら幾らになるという、簡単に言えば380万払っている人は352万になるというようなものではないですか、まず。例えばの話ですよ、1か月相当でどのぐらいになりますか。瀬波温泉で一番大きなホテルといえ、大体分かると思いますけれども。

上下水道課長 瀬波温泉旅館で一番大口な旅館の使用料についてなのですけれども、水道料金でどのぐらい上がるかと言われますと、上下水道料金合わせますと約700万円近く料金が上がることとなります。

(「月なの、年間なの」と呼ぶ者あり)

上下水道課長 すみません、年間でございます。

姫路 敏 どの企業もそうでしょうけれども、年間700万上がるということは大変な金額だと思うので、700万の利益をもって充てなければいけないということだね、逆に言えば。温泉のほうの説明会等は終わっているとは思いますが、既に。どういような意見が出されましたか。

上下水道課長 温泉組合のほうにも今年の4月に瀬波温泉旅館協同組合のほうで、観光課も交えて説明させていただきました。その際に出た意見といたしましては、市の料金改定については、やむを得ないものだというふうに理解していただきました。そういったところもあるのですが、実際に瀬波温泉自体の客の入りがどうかというところに関してお話も聞かせていただきましたけれども、他の自治体、東京ですとか、大都市に比べますと、やはりインバウンドというものはあまり入ってきてはいないという現実だそうです。また、今回の料金改定に伴い、では宿泊料金にそのまま転嫁できるかというところについても、なかなか難しいというふうなお話も聞いております。

姫路 敏 ということになると、利益が圧縮されてくるという考え方かなと思って、それをなかなかお客様に転嫁できないということであれば、猶予を欲しいとか、そういった声は一切なかったですか。

上下水道課長 猶予につきましては、特に話は出てきませんでした。

姫路 敏 議第87号は、これ河内集落の合併処理浄化槽に対する料金の変更ということで捉えていますけれども、それでよろしいですか。

上下水道課長 そのとおりでございます。

姫路 敏 この6月に、いわゆる合併処理浄化槽、集落ごと個別にいろいろとありますけれども、朝日と山北のほうが大体多い状態ですけれども、300世帯ほどございます。その辺のところは全くこれは関係なしで、自分たちでやっているわけですけれども、処理場運営をするに当たっての統廃合というのは今もう今年度から始めて、それで計画的に進めていく、これはいわゆる経費削減、コストダウンということでやっていく、維持管理も含めて、そういうことをまず考えてのことなのでしょうけれども、合併処理浄化槽そのものというのは、いわゆるまだ手つかずのままだと思うのですが、ただ今後考えられるのは、合併処理浄化槽に、その処理場運営しているところの世帯、個々の世帯も合併処理浄化槽に切り替えていくということも将来的には考えていかなければいけないと、それに対してみれば、料金の平準化を行わないとかなり難しいだろうということなのでしょうけれども、そういうことを念頭に置いた協議等々はやっていないですか、あれ以来。

上下水道課長 その後所管であります環境課のほうと協議は進めております。来週にもまた協議をする予定になっております。

姫路 敏 副市長にちょっとお聞きしたいのですが、6月にいわゆる料金の平準化も含めて現在使用している方々、合併処理浄化槽の方々から、高齢化等々も踏まえていくと、今現状いられなくなってしまう、将来的に不安も残るしということで、そこに合併処理浄化槽を取り替えるのに相当な補助金はいただいても、金額をかけるというのはかなり難しいので、何とか河内方式でのやり方というのをやってもらいたいという請願も出されて、それを今上下水道課長に聞くと、環境課の所管なので、いろいろと協議していくと、今後もやっていくようなことを言われておりましたが、それは担当としてみればそうなのでしょうけれども、行政のトップとして、市長、副市長、ここら辺の考え方をちゃんと、ちゃんとというか、方向性をつけていかないと思わないと思うのです。副市長、それに関してみればどんなふうにお考えですか。

副市長 今どういう方法がいいのかということも含めて協議これから、これからって、今しているところではありますけれども、いわゆる住民にとってどの方式がいいのか、これを最大限といいますか、どの方式がいいのかということを考えてながら、最終的に判断していきたいというふうに考えております。

姫路 敏 住民にとってって、どこの部分をつかみ取って住民って考えるのか分からないですけれども、取りあえず請願のとおり合併処理浄化槽を今活用して、利用して生活している方々というのは、私ども会派で事業説明会なんかやったりもした経緯もございます。その件でやり取りもあったのです。そのときは、料金もさることながら、やっぱり不安な材料というのは、将来的にわたっての自己管理、じいちゃん、ばあちゃんがどこまでそれを見ていけられるかという部分も含めて、そうやって考えたときには、やっぱり料金のことは料金であります。今もう上がるわけですから、料金も。上水道の料金も、下水道の料金も上がるわけですけれども、それと同じ、

平場のほうの処理場と同じ料金になったとしても、ぜひ河内さんと同じ方式で、同じような方向性でやってもらえないかというのが願いの請願だったわけです。そういうことです。だから、住民の目線からいうと、使っている方々というのはそういう料金体制を望んでいるわけですが、運営の方式を望んでいるわけですが、これについてみれば明らかで、それでその協議をやるということなのですけれども、そのことなのです。

副市長 今委員おっしゃったことも含めてこれから協議するというところでございますので、よろしくお願いたします。

姫路 敏 協議もされると思うのですが、合併処理浄化槽、個別のやつ、これは今所管が環境課なのです。当然環境課の中での、いわゆる物取り替えるときの補助金制度もあるし、恐らくそれを1人、2人ぐらいは使うところもあったかもしれない、それはそれとして。だから、そういう環境課の中でのやり方、1万5,000円の年間の補助金、助成金も出したり、それも環境課の采配の中でやっているわけです。ただ、料金体制に関してみれば、河内方式というのは今言う上下水道課で、どうやって考えても、これは上下水道課に担当者を増やした上で、担当者増えないと恐らくあつぱあつぱだと思ふのです、人の配置も。やっぱりそういう専用に合わせた中で、環境課からその所管を引っ張り込んでいってやらないと、料金を測っているのは上下水道課なので、その辺も含めてぜひ協議してもらいたいと思いますが、そういう、どうですか。

副市長 人員配置等につきましては、その業務内容を精査しながら、やはり1つの課に負担にならないように適正配置しなければなりませんので、そこも含めて検討させていただきたいと思ふ。

以上で一括質疑を終結し、議案ごとに審査を進める。

(議第83号自由討議)

姫路 敏 今料金の改正の件、そしてまた戸別合併浄化槽を使っている河内集落での料金の改正の件でございましたが、料金の改正に伴って、今言うように、6月の請願で出された、いわゆる運営方式を平準化してくれというのもやっぱり考えていかなければならないと、こういうふうを考えております。それで、先ほどこのいわゆる議第83号で、能登のほうの、能登の地震があって、それに伴っての修理の仕方とかも条例の変更についてきたのですが、ちょっとこれ決算で言おうかなと思ったけれども、今出てきているので、私のほうにもそれちょっと一言言わせてもらいたいのですけれども、今能登の先端のほうになるのか、珠洲市というのかな、珠洲市のほうでは、下水道処理、地震に弱いのですよね、下水道管。下水道処理、分かります、下水道処理場からみんなやっている処理場方式を取っているわけです。そうしたら、地震が来る、処理場は守れても、配管がずたずたになれば、使えないわけです、各家の下水道が。下水道関連の処理ができなくなるわけです、処理場からつながる、もうずたずた。これは大変だということで、今年から合併処理浄化槽に全部切り替える。いわゆる合併処理浄化槽って、非常に地震にも強いのです、逆に言えば。要するに処理場は配管でつながっている。処理場1つ終われば、全部駄目になる。それと、処理場は生きていても、処理場と家庭をつなぐ配管が壊れれば、下水道の処理ができなくなる。ところが、1軒1軒につながっている合併処理浄化槽というのは強い

と。いわゆるそのところは地震で駄目になっても、隣が何もなかったら、隣使えないのかということ使える、簡単に言えばそういうことで、取り替えると、そういう切り替えるということ全国初にやり出しているのです。何を言いたいかというと、恐らくそうなってくれば、そこでの料金、それ行政で全部入れます、浄化槽は。全部行政持ちでやるわけ、当たり前だけれども。これ補助金出すから、おまえてやれとは言われなわけです。行政が今度埋めてやるの、全部。だからそうやって考えてみれば、村上市も先のことを考えれば、いつ地震が来るか分からない。あとは、今の料金の平準化の件がある。今河内のほうで料金が変わる。そういうことになってくれば、やっぱり運営の方式そのものをしっかりともう捉えてやっていかなければならない時期が来ているということだと思います。自由討議こんなのであれですけども、誰かしゃべる人いないかね。

富樫 光七 今の話の延長線上なのですけども、配管が傷むということはあるのですけれども、水道はもちろん架橋ポリエチレンに変わると思うのですけれども、下水配管は管種は何に変わっているものでしょうか。聞くと悪いのですか。

(「自由討議だから」と呼ぶ者あり)

富樫 光七 こっちでないと駄目ですか。配管が今までどおりの石綿管とか塩ビ管に変えると、今姫路さんが言うことは起こりやすい。だけれども、架橋ポリエチレンというパイプにすると、すごく柔軟性がある、伸び縮みもするので、まあまあ対応することも可能だと思うけれども、下水に使っているかどうかというのは私ちょっと分からないので、その先は言えないのですけれども、そういう方法もあるということです。以上です。

小杉 武仁 今ほどの件もそうなのですけども、今非常に物価高騰も含めて大変な状況が続いていると、これ長期的に及んでおりますけれども、これ飲食店も非常に大きい打撃があるというお話をよく私もお聞きします、今回のこの水道料金の値上げに関してですけれども。これ経済政策も、経済支援も含めて今後並行的にしていく必要もやっぱり出てくるのではないかなというふうに私も思いますし、これも委員会の中でも今後継続的に注視していく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、また委員の皆さんからも今後様々な意見を通しながら、地域の飲食店の方々にとっても納得できるような、いい形での方向性が見いだせるような形で委員会で進んでいってはどうかというふうに思います。あくまでも意見です。

(議第83号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第83号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第84号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第84号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第84号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 私、議第83号での自由討議しましたが、実際のところ87号ですね、これ、私の。一括で全部で自由討議するのかなと思っていたので、あれですけれども、ちょっとその辺お願いします。すみませんでした。

(議第85号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第85号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第85号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第86号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第86号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第86号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第87号自由討議)

姫路 敏 先ほども言いましたように、議第83号で自由討議行いましたが、実際のところこの今回の87号での自由討議となりますので、御了承いただきたく、よろしく願いたします。

(議第87号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第87号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

目 程 第 5 議第93号 令和7年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第93号 令和7年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。229ページを御覧ください。第2条は、資本的収入及び支出の補正となります。収入につきましては補正はなく、支出につきましては第1款資

本的支出、第3項出資金返還金に1,262万2,000円を追加し、資本的支出の予算の総額を4億1,423万1,000円とするものです。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億4,200万5,000円につきましては、損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填するものです。230ページ、231ページを御覧ください。資本的支出の補正の内容につきましては、第1款資本的支出、第3項1目出資金返還金については、令和6年度一般会計から繰入れした出資金が配水管等修繕費の減少などにより予算額が不用となったことから、本年度返還するため、一般会計出資金返還金を追加するものです。以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第93号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第94号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第94号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算(第2号)につきまして御説明いたします。239ページを御覧ください。第2条は収益的収入及び支出の補正となります。収入につきましては第1款下水道事業収益、第2項営業外収益で7,157万6,000円を追加し、収益的収入の予算を38億8,434万4,000円とするものです。支出につきましては、第1款下水道事業費用、第1項営業費用で6,503万7,000円を、第2項営業外費用で653万9,000円をそれぞれ追加し、収益的支出の予算を収入と同額とするものです。第3条は、資本的収入及び支出の補正となります。収入につきましては補正はなく、支出につきましては第1款資本的支出、第4項出資金返還金に8,381万8,000円を追加し、資本的支出の予算の総額を49億5,781万8,000円とするものです。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額13億4,941万1,000円につきましては、損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填するものです。242ページ、243ページを御覧ください。補正の主な内容につきましては、収益的収入につきましては、第1款2項1目補助金では、ポンプ場処理場の修繕費及び企業債利息の不足により一般会計繰入金を追加するものです。244、245ページを御覧ください。収益的支出につきましては、第1款1項2目ポンプ場費については、瀬波第1、第2中継ポンプ場温泉排水圧送管修繕のため、3目処理場費については、荒川浄化センター汚泥脱水機分解修繕などにより追加するものです。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費では、金利上昇に伴う企業債利息の不足により追加するものです。246ページ、247ページを御覧ください。資本的支出の補正内容につきまして

は、第1款資本的支出、第4項1目出資金返還金については、令和6年度一般会計から繰入れした出資金が施設維持管理業務委託料の請負差などにより予算額が不用となったことから、本年度返還するため一般会計出資金返還金を追加するものです。よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第94号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第102号 令和6年度村上市上水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第102号 令和6年度村上市上水道事業会計決算認定について、別冊となっております決算書により概要を御説明いたします。初めに、1ページから4ページの決算報告を御説明いたします。1、2ページを御覧ください。上段の水道事業収益の決算額につきましては、予算額に比べて約2,770万円の減収となりました。主な要因は、水道料金の減収によるものです。下段の水道事業費用の決算額につきましては、予算額に比べて約5,650万円が不用となりました。主な要因は、配給水管等の不時修繕費が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。続いて、3ページ、4ページを御覧ください。上段の資本的収入の決算額につきましては、予算額に比べて約5億760万円の減収となりました。主な要因は、市道大津松山線松山踏切下配水管改良推進工事の繰越しなどにより、予算額に比べて企業債が大きく減額したことによるものです。下段の資本的支出ですが、予算額に比べて約1億7,290万円が不用となりました。主な要因は、国や県の事業の進捗の見直しにより工事請負費などが減額したことによるものです。続きまして、5ページを御覧ください。損益計算書における令和6年度における経営状況は、前年度と比較して料金収入が約2,700万円減少いたしました。事業経費も減少したため、当年度は約2,000万円の純利益を計上しております。14ページ、令和6年度上水道事業報告書を御覧ください。(イ)、業務量につきましては、人口減少の影響などにより給水人口が減少し、有収率も4.1ポイント減少いたしました。引き続き総合計画の目標値である87.3%の水準まで向上できるよう取り組んでまいります。(ロ)、建設改良工事につきましては、老朽化に伴う県道瀬波温泉線などの配水管改良工事を実施し、令和4年8月3日からの大雨による災害に関連しまして被災した神林給水区の川部浄水場自家発電機の本復旧も行ってまいります。20ページを御覧ください。事業収入及び事業費に関する事項の主なものについて御説明いたします。事業収入につきましては

は、1、営業収益、(1)、給水収益については、全地区において料金収入が減少し、前年度と比較して約2,700万円の減収となりました。2、営業外収益、(2)、他会計補助金については、前年度が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したため、基準外繰入額が大きかったために、前年度と比較いたしまして約2,000万円の減収となっております。続きまして、事業費につきましては、営業費用、(1)、原水及び浄水費については、前年度と比較して増加した要因は、村上地区における修繕費用が増加したこと、また高圧電力に係る電気料の値上げなどです。(2)、配水及び給水費については、前年度と比較して増加した要因は、人事異動による職員人件費やメーター交換業務委託料の増加、そして新規に実施した水管橋の点検調査業務などです。(4)、総がかり費については、施設管理・設計積算システム保守料が増加したものの、人事異動及び職員の予算配置の変更により、職員人件費は前年度と比較して減少しております。なお、事業収益の内訳につきましては、23ページ以降の事業収益費用明細書に節ごとに示してございます。22ページを御覧ください。企業債及び一時借入金の概況についてですが、本年度借入額と本年度償還額は御覧のとおりで、令和6年度末の未償還金残高は、前年度と比較して1億6,470万円減少しております。最後に、上水道事業の経営状況であります。令和6年度決算では純利益を計上しておりますが、建設改良費への投資財源として積立てする利益剰余金には至っておりません。現在、上下水道料金の改定の実施に向けて準備を進めており、簡易水道事業も併せ、将来世代へわたり安定したサービスを提供し、長期的な事業継続性の確保に努めてまいります。以上、上水道事業会計決算の概要の説明を終わります。

(質 疑)

- 姫路 敏 21ページ、22ページ、会計の件なのですが、(イ)と(ロ)があるのですけれども、この(ロ)のほうのやつ、いわゆる契約相手先っていろいろありますけれども、これやっぱり入札でやっているのですか。
- 上下水道課長
姫路 敏 入札で行っております。
- 姫路 敏 分かりました。それと、9ページのところのキャッシュフローの件でちょっとお聞きしたいことがあります。が、(1)の業務活動によるキャッシュフローは、つまりいわゆる利用料金などを回していったのお金の在り方なんでしょうけれども、一番下が業務活動によるキャッシュフローということで4億2,537万8,129円ということで、利息の支払い額って上に三角のありますよね、マイナスの。6,511万8,726円と、これは企業債でずっとお借りしている、全体のお借りしているところの支払ったときの利息ですか、全部の。企業債、結構毎年、毎年借りながら埋め込んでということを繰り返して、繰り返して、これしようがないのでしょうか、その累積の全部の借入れに対する支払いに伴ったときの利息と私は判断しますけれども、それでよろしいですか。
- 上下水道課長
姫路 敏 令和6年度の支払いで間違いございません。
- 姫路 敏 では、令和6年度は企業債の全部の借りているところの支払う利息というのが6,511万8,726円あったという考え方でよろしいわけですよね。それで、いわゆる業務活動のキャッシュフローと、あと投資活動のキャッシュフローの中に、短期貸付金による支出100万、その回収100万という、これ行ったり来たりしたわけですか。(2)番です。

(「1億だよ」「1億だよね」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 どこ言っているか分かる。分かるよね、当然。

経営企画室長 (2)、投資活動によるキャッシュフローの1億マイナスと、1億……

(「1億だ、ごめん。100万でなかった。ごめん、ごめん」と呼ぶ者あり)

経営企画室長 こちらのほう、簡易水道事業会計で資金不足となった際に水道事業から簡易水道事業に資金を貸し付けたものになってございます。

姫路 敏 (1)の業務活動によるキャッシュフローが、これは当然黒字になっていると、いつでもそうですけれども、黒字。投資活動と財務活動で、これは赤字になる。その中で財務活動のほうの2億5,180万円の借入れを起こしているわけですけれども、企業債として、これ去年は3億6,450万円だったと思うのですが、若干まず減りましたけれども、結局何を言いたいかという、その下に企業債の償還による支出が4億1,649万2,393円というのが、これは元金なのですよ。

上下水道課長 そういったことで結構でございます。

姫路 敏 何を全体的で言いたいかという、いわゆるどれだけ増加したか、増減したかという、減少しているのが4,350万3,051円ということで、期首の現金の残高よりも、やっぱり期末の現金の残高がその分だけ減っているということです。今年度はもう入っていますけれども、来年度料金改定されれば、少しはちょっとこれよくなるとは思うのですが、その辺見込みは、来年度はどんなものですか。まず来年度は、この決算で、来年度の決算においてはどんなふうになるのかと、再来年度はそれが少し入ってくるので、改善されると思うのですが、どうなるのだろうね、将来的に。

上下水道課長 来年度、令和8年度は6月からの料金改定ということでございますので、幾分か、1年通じて若干金額は多少落ちますけれども、料金改定によって収支のほうは収入のほうが多くなるということで、多少令和6年度よりは改善されると思いますし、また令和9年度においては全額、1年度を通して料金改定の収入が入ってまいります。人口減少もございまして、さきに立てました経営戦略のほうでも料金収入のほうを上回って入ってまいりますので、経営状態はよくなっていくというふうに思っております。

姫路 敏 分かりました。それで、借入金の総額のところをちょっと、38ページ、最後のページ、借入金そのものというのが令和6年度は今言ったように2億5,180万円を行ったということで、全体で46億5,756万4,235円ということなのでしょうけれども、これを見ると、償還のするものが償還終期というのですかね、一番右側の端のやつ、今後6年とか、10年とかという部分が3つほどあるのですけれども、これの年数というのはどんなふうにして決めるのですか。要するに10年で返すとか、20年で返すとか、それはあるわけですよ。その何年で返すということを決めたり、決定したりするというのは、誰がどういうふうにして決めるのですか。どんなになって決まるのですか。

上下水道課長 借入れをする際に、機械ですとか、電気設備だとか、いろいろ整備する機器などがございまして、その機器の耐用年数に応じて償還期限が決まってくるということになっております。

姫路 敏 耐用年数で決める。耐用年数の10年ぐらいのどういうものなのですか、例えば。どういうものを購入するときの借入れなのですか。

上下水道課長 10年ぐらいであれば電気設備ですとか、長期になりますと水道管ですとかになりま

すと40年とか、40年までは借りられませんけれども、長期でも30年ということになっていますので、そういった形で整備する施設ですとか、機器の耐用年数によって決まるものでございます。

姫路 敏 そのいわゆる財務省の財政融資資金というのは国の資金の融資なのでしょうけれども、通常銀行は10年とか15年なんてほとんどないのですが、あっても10年ぐらいが限度だと思えるのですが、この財務省のやつというのは、いわゆるそこそ利息も安いし、はっきり言って。それで、借りるのであれば、長く借りる努力というのをやってもらいたいと思いますが、その辺どうですか。私の長く借りるということに対しても、何か異論あれば言ってもらいたいのですが。

上下水道課長 確かに長く借りることになれば、その年度ごとに返還する金額のほうも抑えられるということにはなるのかもしれませんが、あまりにも長期的に借入れを起こすというのは、世代間での平等な負担というところから考えますと、あまりにも長期過ぎるというのも、後の世代にどれだけ送るかというような形にもなりますので、適正な期間において借入れを起こしていきたいというふうには考えております。

姫路 敏 この長く借りるという利点があるわけです。だから、恐らく今年度もいろいろな部分で国の融資を借りていかないと恐らく難しいところあるので、借りる作業というのをしなければならないわけです。なるだけ長く、国の資金であれば。というのは、長く借りることによって返済の額というのが小さくなるではないですか、年間。そうするとどういうことになるかという、その分だけほかに借入れする部分が必要がなくなっていくわけです。分かりますか、言っていること。残金はなかなか減っていかないかもしれない。どうせ国の機関ですから、これは。そうすると、同時に長く借りれば貨幣価値が下がってくるから、借りた者勝ちなのです、はっきり言って。貨幣価値が下がってくるということは、今返して、一生懸命短期で返さなくてもいいわけです。長く返すことによって、30年前の1万円と、今の1万円って違うではないですか。30年前の、例えば2万円まではいかないにしても、1万5,000円ぐらいの価値があるのではないですか、今の1万円にしてみれば。貨幣価値が下がってくるのだから、下がるから、これインフレが上がってくれば上がるほど貨幣価値というのが下がってくるから、どうせなら、国の資金であれば、借りたものは長く返すというか、そのことによって年度の会計のやり取りのときの金額の返す分が少なくなるではないですか。返す分が少なくなるというのは、持ってきて、そこに充てなくてもいい。簡単に言えば、私のやっていることは、これ見ると、どう考えるかという、借りてきて、返している、借りてきて、返しているのをずっとつながりではないですか。これが決算上で見ると、そういうふうに見えてくるわけ。だから、その借りてきて返す、その部分をぐっと小さくしてやれば、回すのに少しは楽になるというのですか……

河村委員長 2番委員、もう少し、すみません、まとめていただければと思います。

姫路 敏 何をまとめればいいのだね。

河村委員長 質疑の内容ですとか。

姫路 敏 いや、だから、それ聞いているわけです。だから、今後借りるときは借りる年数、期間を長めに取るというのもやっぱり心がけてやってもらいたいと、決算上からいって、私はそう判断していますけれども、どうですか。それは、副市長、どうだね。

副市長 まず、すみません、償還の期限を借りる我々が長期にできるかどうか、これ制度上でできないということですので、御了承いただきたいと思います。

(「制度上できない」「さっき言ったねっけ」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 それは、償却によって云々という、そういうことではないのです、私が言っているのは、いいですか。建物、機械償却が例えば50年だって、30年だってなって、わざわざ10年で返そうとしなくてもいいということを言っているわけです。言っていること分かるでしょう。

上下水道課長 委員の言われている趣旨はよく理解しております。我々のほうでも、企業債をお借りする際は、借りるときには目いっぱい償還期限を長くして借りるようにはしております。

姫路 敏 そういふのであれば、この全部、借りたやつのもとの耐用年数、これを出して幾らで当時借りたか全部出してもらいたいわ。今議長から、隣でそういうふうなことを言われた。決まっているからって。そうではないって。私はそうではないことを聞いているのです。耐用年数で決まっている、耐用年数が例えば20年、10年のやつを5年で返す必要はないでしょう、長ければ長いほどがいいのだから。決まっているではないかって、そうではないという。そんなのであれば、そのときに今借りている金額の借りた発端のときの何について借りたのか、全部一そろい出して、そのときのものの耐用年数も出して、何年で借りたかを全部出してくれと、こういうことだって言えるわけです、そう言われるのであれば。

(「冷静をお願いします」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 いや、冷静ですよ。だから、私が今問うていることに横で茶々入れないでほしい。

三田 敏秋 さっき課長からお話がありましたけれども、限度いっぱいまで借りるということは分かったけれども、その起債の目的によって償還期限が定まるって私は理解しているのだけれども、それでよろしいですか。

上下水道課長 そのとおりでございます。

姫路 敏 それは、だから全部、では出してもらいたい。その償還期限というのは、これについてみれば幾らですよ、何年ですよというのは、それ以内にするか、それで交渉して、それでその償還期限目いっぱいまでやれるか、いや、これは耐用年数何年だから、償還期限これ以下にしてくれとか、これ以上にしてくれという話というのはできないということですか、借りる側は。

上下水道課長 企業債を政府のほうからお借りする際は、政府のほうと協議しながら、財務省と協議しながら、その起債額を決めていくのですけれども、その際は基本的には耐用年数と言われる、その償還期限を目いっぱいお借りして、協議しながら借りておりますので、中途半端に30年のものを10年で償還するというような形での借入れは、今従事している者、職員でも記憶にないということですので、過去に遡っても、提出できるかどうかもちよつと確認しなければ分かりませんが、そういったことはないのではないかとこのように思います。借りる際は目いっぱいお借りするようにはしていると思います。

姫路 敏 そうすれば、それは協議して決めるということではないですか、あくまでも。ですから、私の言いたいのは、もうこれで決まっているのだということできないとか、そういうことではなくて、いろいろと交渉事の中で協議して決めるときにはなるべく長くして決めるようにすればいいということを言いたい。例えばそれはできないのだからかもしれないですけども、耐用年数以上に借りるということだって、もしかすると協議して、相手と話し合っていけばできる可能性もあるかもしれない。そん

なことしたことないのだからかもしれないですけども。だから、この企業会計の中で少しでもうまく回す方法を私は提案しているのであって、首の締める話を私は言っているのではないということ、第1条件。言いたいのは、そんなものできないで終わらすなということです。だから、そういうことをちょっと考えてもらいたいということ。もう頭から、これできないのだから、そういうことではないという、どう思います、委員長、どうですか。

河村委員長 2番委員の思いも、課長答弁の中にそのような形で進めているということもありましたので、そのような方向でおひとつお願いいたします。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第102号は、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

委員長（河村幸雄君）暫時休憩を宣する。

(午前11時14分)

委員長（河村幸雄君）委員会の再開を宣する。

(午前11時25分)

日程第8 議第103号 令和6年度村上市簡易水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長（上下水道課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第103号 令和6年度村上市簡易水道事業会計決算認定について概要を御説明いたします。初めに、1ページから4ページの決算報告を御説明いたします。1ページ、2ページを御覧ください。上段の水道事業収益の決算額につきましては、予算額に比べ約250万円の減収となりました。主な要因は、水道料金の減収によるものです。下段の水道事業費用の決算額につきましては、予算額に比べ約1,960万円が不用となりました。主な要因は、配水管等修繕費の減少などにより、予算額が不用となったものです。3ページ、4ページを御覧ください。上段の資本的収入の決算額につきましては、予算額に比べ、約2億3,170万円の減収となりました。主な要因は、市道府屋4号線ほか配水管改良工事の繰越しなどにより、予算額に比べ企業債が大きく減額したことによるものです。出資金につきましては、一般会計からの繰入金であり、決算調整により、余剰分については、このたび9月補正で一般会計へ返還することとしております。下段の資本的支出の決算額につきましては、予算額に比べ、約7,370万円が不用となりました。主な要因は、山北地区配水管改良工事実施設計業務委託の先送りと委託料及び工事の請負差額によるものでございます。5ページを御覧ください。損益計算書につきましては、令和6年度における経営状況になりますが、給水収益である料金収入は約1億3,650万円に対し、他会計補助金

として一般会計からの繰入金約1億3,690万円を受け入れまして、経営を維持している状況であります。14ページ、令和6年度簡易水道事業報告を御覧ください。(イ)、業務量につきましては、有収率は62.5%で前年度比1.2ポイント増加しております。主な要因は、配水管改良工事などにより漏水量が減少したものと考えております。

(ロ)、建設改良工事につきましては、山北地域の府屋地内で市道道路改良工事に合わせた配水管改良工事などを実施したほか、改良工事に伴う舗装復旧工事を実施いたしました。20ページを御覧ください。事業収入及び事業費に関する事項の主なものについて御説明いたします。事業収入の1、営業収益(1)、給水収益につきましては、全地区において料金収入が減少し、約600万円の減収となりました。2、営業外収益、(2)、他会計補助金については、基準内の繰入金の約927万円に対して、基準外繰入金は約1億2,763万円であり、93.2%を占めております。続きまして、事業費につきましては、1、営業費用、(1)、原水及び浄水費については、前年度と比較して増加した要因は、山北地区の施設維持管理業務委託の増額により委託料が増加したほか、浄水場の施設修繕費や動力費が増加したことによるものです。

(2)、配水及び給水費については、前年度と比較して減少した要因は各地区の配給水管等の修繕費が減少したことによるものです。(4)、総がかり費については、前年度と比較して増加した要因は、収納事務負担において負担割合を見直したことにより増加したものでございます。22ページを御覧ください。企業債及び一時借入金の概況となりますが、本年度借入額と本年度償還額は御覧のとおりで、令和6年度末の未償還金残高は、前年度と比較して約6,290万円減少いたしました。最後に、簡易水道事業における経営状況であります。保有施設の多くが老朽化していることから、営業収支不足のほか起債償還金に充てる必要があるため、一般会計から1億9,240万円を繰入れして経営を維持しております。また、このうち1億4,100万円が基準外繰入金となっており、繰入金に依存した経営状況となっております。以上、簡易水道会計決算書の概要説明を終わります。

(質 疑)

姫路 敏

9ページ、またキャッシュフローになりますけれども、同じような問題あるのですけれども、ちょっと最大限厳しいなるところが一番下のほうの期首残高が当初1億4,844万9,848円、期末というか、末のやつが1,326万3,765円ということで、10分の1ぐらいになっているわけでございます。今話聞くと、簡易水道は一般会計から相当もう繰り入れたりしながらやりくりしているということなのでしょうけれども、これどうなのだろう、今年度の状況も踏まえて、またそういうことでやりくりしていかなければならない状況ですか。

上下水道課長

6年度もそうですし、7年度においても一般会計からの繰入れがなしでは、簡易水道会計につきましては経営が成り立たない状況でありますので、料金改定もごさいますけれども、それでも維持管理が料金収入で賄えるかと言われますと、賄えないという状況になっております。

姫路 敏

やっぱり私もそうなのですが、現金のまず使える金を手元に持っていないと、何するにもうまく回らないというのが世の常識みたいなところがございますので、ぜひ上手にやりくりしてもらいたいなど、こういうふうに思っています。また、34ページ、最後のところの借入金の話、ちょっとさっきのに戻りますけれども、トータルして考えれば、上下水道課長の言わんとしているところが、ちょっと確認の意味

で言いますけれども、こういう企業債の、政府系の企業債そのものというのは、借りる利息のパーセンテージも含めて、いわゆるさっき言った耐用年数、あるいはそういうのも鑑みて、もう決められて、すどんと来るから、いわゆる協議すれば変わるような雰囲気抱いたけれども、そうではなくて、もう決められて、もう頭からこう借りるのであればこうだよということで決められてくる、もういじることができないという感覚で感じますけれども、それでよろしいのですね、結局。

上下水道課長 委員のおっしゃるとおりなのですけれども、簡易水道に限らずなのですけれども、借入れができる工事などもございますし、借り入れられないものの中にはございますので、そういったものをうちのほうで選定しながら、借りられるものは低金利なもので借りていきたいなというふうには考えております。

姫路 敏 政府系のやつであれば、交渉っていてもなかなか決められない、いわゆる上から目線で決められてきたのにもう従わざるを得ないみたいなどころもあるかもしれません。それで、ちょっと令和6年のやつ、5年、6年のやつ、ちょっと借入れのを見ると、例えば6年のやつの償還終期が17年の3月とか、今、だから結局10年ですね、これ。10年物、9年物、あと15年と、これ利息が1.20%でなっていますけれども、例えばの話、この10年とかというのはやっぱり耐用年数からいってそのぐらいでないということ、いわゆる政府系のほうから決められてきて、それに従って借りたということなのでしょうけれども、この部分、例えば下の令和6年の発行が、発行年月日ってこれ何だ、7年3月25日、7年になるのか。

上下水道課長 一番下段につきましては、今年の3月に借入れを起こしたというものでございます。
姫路 敏 3月中なのね、分かりました。例えば一番下でもいい、一番下は、これ10年物ですよ。利息が1.2%とか、その1つ上が利息が1.5%とか、そのもう一つ上は、3月にお借りしているこの3つ見ると1.2%とかってございますけれども、これもしかすると10年物ぐらいであれば、例えばその信金さんとか、第四さんに、これ入札かければ、もう少し安く借りれるのではないかなと思いますけれども、そういう協議というのは、政府系金融機関に借りる、そうすればいわゆる利息もこんなものだ、返済期間はこうだよということで、もうそれは変えられないということを見ると、この部分というのを入札かけて、借りる金額は同じだとしても、利息とか、そういったものというのは下げることは可能だったと思いますけれども、この辺のところの決め方というのは、どういうふうに決めているのですか。

上下水道課長 基本的に企業債を借りてきたというところでございます、委員が言われるような検討などはしておりません。

姫路 敏 例えばの話ですよ、一番最後の下のほうの770万円を、今年の3月25日ですから、令和6年度の決算としての借入れとして出す。ここに対して16年の3月まで返済してよということになれば、これは9年ではないですか、まず返済のあれが。そうすると、770万円を9年でお借りして返していくよという行為を他の市中銀行に入札かけたら、1.20どころではなくてもっと下がるでしょうということをお願いしたいのです。だから、そういうことは考えないのかなということ。でも、それやって入札かけたら、例えばの話ですよ、恐らくもうこういう行政に対してのお金の貸すのなんていうのは、貸倒れなんていうのは考えなくてもいいのだろうし、もうちょっと安く0.2%とか、0.01%なんていうことはないにしても、0.5%とかで貸してくれる金融機関は出てくるのではないですかと。そうすれば、何を言いたいかということ、さっきのキャッシュフローの中でも、利息に係る金額って相当金額ではないですか。そ

ういうところを改めることはできないのかなと。いわゆるここでもう変えることはできないと思います。ここまで来ていれば。今後、この決算を見て、今後の対応として、さあ借りなければならない、700万円だ、その上言うと460万円だ、利息1.5%だ、15年だ。もしかして、市中金融機関でも15年ぐらいまでであればオーケーしてくれて、460万円村上市に貸すよと、上下水道課に貸すよということになってきて、入札かければ、1.5%どころではなくて、もっと下がるでしょうということをお願い。だから、それらの協議というのは、部内、あるいは行政として考えないのかということ。簡単ですよ。上下水道関係、簡易水道あたりでお金が足りない、回さなければならない、何々を買わなければならないといったときに、財政的なところの国の機関の中に言えば、よし、では分かった、これだけの返済で、これだけの利息だよって言われれば、それはすんって始まるわ。その前に一步考えて、返済期間が10年、15年ぐらいであれば、何とかそのやり方を変えて、市中銀行に見積り取らせて、入札させてということになれば、違うのではないのということ、その小さい積み重ねではないのということ。言っていること分からないかな。分かるよね。先ほどの国の借入れに関してみれば、今課長言うように、もう決められているから、こっちで交渉の余地がないというのも分かりました、いろいろな意味で。そういうところにいかずに、もうちょっと踏みとどまれば、もうちょっと安く利息してできるところあるのではないかということをお願い。

上下水道課長 委員のおっしゃっていることはよく分かっております。理解しております。これまでちょっとそういったことをしてこなかったということもありますので、やれないことはないのかもしれないですけども、そういったことをしてこなかったので、市中銀行のほうにもお声をかけさせていただいて、ちょっと研究させていただければと思います。

姫路 敏 今までやってこなかったことをいつも提案しているのです、私は、どっちかという。でも、もしかしてやれる余地があるのであれば、そういったようにして、負担を少しでも軽くするというのも大事な仕事の一つなので、ひとつそれもしっかりとやってもらいたい。先ほどの企業債についてみれば、償還期限、その辺も全部、耐用年数とかで、議長のアドバイスもあった、その中で考えてみると分からぬでもないし、それで分かりましたので、こっちで交渉する余地もないというのも大体めどついたので、分かりました。ただ、借りるときの話を言っているの、そのときに少しちょっと今までにないことを考えなければいけないかもしれませんが、でもそうやって積み重ねによってキャッシュフローの中でも利息の部分が少なくなれば、これはいいことなので、副市長もちょっとその辺、そんなことはもうはなからできないような状態の中での行政の運営であれば、これは致し方ないですけども、それでも今はやっぱり少し融通利かせながらできるところもあれば、そんなことも考えてもらいたいのですけれども、どうですか。

副市長 御提案ありがとうございます。おっしゃることもごもっともだと思いますので、市中銀行にやっぱり相談して、まず借入れが可能なのかどうかも含めて、早急にこれ検討させていただきたいと思います。

(自由討議)

姫路 敏 取りあえず今も言ったように、借入れがしていかないと回っていかない現状というのは、どうしてもこれは避けられない。そうであれば、借入れの方法を少し考えて

みて、ベストな方法、いわゆる国の機関だけではなくて、市中銀行も含めて、できれば利息安くすれば、市民にとっての負担が下がるわけですから、年数等もあると思うのです。市中銀行で、そんなに長い年数は借りられないと思うので、それも含めて検討して行って、この会計が市民にとって負担にならないような会計に変えていく、これも大事な改革の一つだと思うので、私はそんなふうに思いますけれども、どうですか、副委員長とか。あなたに回しますけれども。

小杉 武仁 では、私のほうから、御指名がありましたので。これ財政も含めて様々な点で同じようなケースが見受けられるというふうに思います。本当中市銀行も含めてなのですけれども、有利な形での借入れというのは当然必要になってくると思いますし、今の財政状況を見ても、改革は大前提として必要なのだという意識でやっていただいているとは思いますが、またこの委員会でも引き続き注視していければというふうに思っております。以上です。

富樫 光七 今回の基本的に姫路さんの話には賛成なのですけれども、ここに書いてある金利、例えば一番最後の3月の25日に書いてある1.2%って書いてありますけれども、ここに書いてあるのは全て多分固定金利だと思うのです。そうしてみると償還が16年の、これ10年借りているわけですから、これを金利安くすることは瞬間的には可能だと思います、今の公定歩合からすると。だけれども、これから変動していったときに、しょっちゅうそれに対応しなければならない行政上の煩雑さが出てくるというのと、この1.2で財政融資基金というのを使っているのに、これよりも民間の例えば市中銀行の人たちが固定でこれよりも安くするというのは、私は考えにくいと思います、余計なことと言って悪いのですけれども。だから、これはこれで私的には安心してできる返済ではないでしょうか、今のやっている方法が。以上です。

姫路 敏 それに反論するわけではないですけれども、民間の企業というのは、今まで借りたときあるのです。ちょっとデータどこまで載っているか分かりませんが、民間の金融機関って0.01とか0.02なんていうのもあるのです。もう本当に安い、民間のほう。というのは、安心して貸すことができるので、逆に国の融資のほうが高かったりする部分って十分あるのです。だから、一度は国のほうに聞いてみて、借りなくても、まずどうだって聞いたときにそのパーセンテージが出てくる、利息とか年数とか含めて。それを持って民間の市中銀行と話しする、それで全部がいわゆる当然固定金利ということで話ししないと、今言われるようないろいろな煩雑なことが出てくるので、固定金利にはなるのでしょけれども、例えば32ページも見つけました。平成28年度の……ほかのほうが高いか。ごめんなさいね。第四銀行もそうだけれども、信金でもそうだ、安くしてくれるところは結構あるので、このぐらいでできないかという話の中での入札かければ、結構下ろしてくれるところあると思うので、それは交渉ですけれども、ぜひちょっとできるのであれば、そういうことも含めて考えてもらいたいなと思います。国のほうの借入れの長さ、金利も最初に伺っておいて、次に市中銀行にちょっと聞いてみるというのも一つの手法なので、そういうことでやれば良いと思います。もう決めつけなくてやっていくということが良いと思いますけれども。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第103号は、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

委員長（河村幸雄君） 暫時休憩を宣する。
（午前 11 時 49 分）

委員長（河村幸雄君） 再開を宣する。
（午後 0 時 58 分）

河村委員長 理事者側から発言の訂正がございます。上下水道課長より発言が求められておりますので、これを許します。

上下水道課長 すみません。午前中、姫路委員とのやり取りの中で、企業債の借入れについて、政府機関からしか借入れはしたことがないというような答弁をしたのですが、企業会計の前、具体的に言いますと簡易水道の企業債の明細のほうの中を見ていただくと、第四銀行ですとか市内の金融機関から借りているものがございます。それは、企業会計前に、基本的には政府系からお借りしているものなのですが、その枠から漏れたものが多分市中銀行のほうでお借入れしたのではないかなというふうに推測しているのですが、そういったことがありましたので、その1点だけ修正させていただきます。

河村委員長 御了承願います。

日程第9 議第104号 令和6年度村上市下水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長（上下水道課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

上下水道課長 それでは、議第104号 令和6年度村上市下水道事業会計決算認定について概要を御説明いたします。初めに、1ページから4ページの決算報告書を御説明いたします。1ページ、2ページを御覧ください。上段の下水道事業収益の決算額につきましては、予算額と比べ、約8,800万円の減収となりました。主な要因は、下水道使用料の減収によるものです。下段の下水道事業費用の決算額につきましては、予算額と比べ約1億4,660万円が不用となりました。主な要因は、緊急修繕費が少なかったこと、そして3年ごとに改定となる施設維持管理業務委託料の請負差額、そして汚泥収集運搬処分業務委託料が当初見込みに比べ減少したことによるものでございます。3ページ、4ページを御覧ください。上段の資本的収入の決算額につきましては、予算額に比べ約6億4,700万円の減収となりました。主な要因は、補助金の交付額が減額されたことによる事業の先送りや翌年度への事業繰越しにより企業債や補助金及び補償料が予算額に比べ大きく減額したことによるものです。出資金につきましては、泉町ポンプ場エンジンほか更新工事の繰越しに伴い、一般会計からの繰出金についても翌年度へ繰り越したため減額となりました。また、簡易水道事業と同様に決算調整による余剰分については、このたびの9月補正で一般会計へ返還することとしております。下段の資本的支出の決算額につきましては、予算額に比べ約3億6,860万円が不用となっております。主な要因は、交付金の減額に伴い、建設事業費の先送りや工事の請負差額によるものです。5ページを御覧ください。損益計算書については、下水道使用料約8億1,970万円に対し、営業費用の施設維持管理経費は

約10億9,000万円となり、収入不足を補填するため、一般会計から繰入金17億7,880万円を受入れしております。このうち基準外繰入金は2億9,940万円であり、16.8%を占めております。15ページ、令和6年度村上市下水道事業報告書を御覧ください。

(イ)、業務量につきましては、水洗化人口は前年度比417人減少しておりますが、使用件数が185件増加しており、水洗化率は前年度比1.2ポイント上昇し、全体で80.2%となりましたが、公共下水道については、他団体に比べ低い状況にありますので、より一層水洗化率の向上に取り組む必要があると考えております。(ロ)、建設改良工事費につきましては、公共下水道事業では、市道府屋勝木線道路改良工事の補償工事として汚水管管渠移設工事のほか、下水処理施設の耐震化及び老朽化対策として、村上浄化センターの耐震工事と機械及び電気設備の改築、更新を実施いたしました。浸水対策といたしましては、雨水施設の老朽化による村上地域の泉町ポンプ場放流ゲート設備更新工事を実施したほか、泉町ポンプ場耐震診断業務を実施いたしました。農業集落排水事業では、老朽化対策として南大平地区農業集落排水処理施設の機械及び電気設備の改築更新工事を実施しております。22ページを御覧ください。事業収入及び事業費に関する事項の主なものを御説明いたします。事業収入の1、営業収益、(1)、下水道使用料については、人口減少等により使用料収入が前年度比約1,390万円の減収となりました。2、営業外収益、(4)、補助金については、減価償却費及び支払利息は減少しましたが、施設維持管理経費が増加したため、前年度と比較して増加しております。続きまして、事業費の1、営業費用、(1)、管渠費や(3)、処理場費につきましては、前年度と比較して増加しておりますが、主な要因は施設維持管理業務委託料の更新年度であったため、労務単価の上昇により委託料が増加したことによるものです。(5)、業務費につきましては、前年度と比較して増加しておりますが、収納事務等の負担金について、負担割合の見直しにより増加したことが主な要因となります。(6)、総がかり費につきましては、前年度と比較して減少しておりますが、職員数の減少が主な要因となります。特別損失の(3)、固定資産譲渡損につきましては、村上浄化センター用地の一部を建設課へ無償譲渡したものととなります。23ページを御覧ください。企業債及び一時借入金の概況につきましては、本年度借入額と本年度償還額は御覧のとおりで、令和6年度末の未償還金残高は前年度比約18億7,000万円減少しております。最後に、下水道事業における経営状況であります。簡易水道事業と同様に保有資産が多く、老朽化も進んでいるため、営業収支不足に加えて起債償還金に充てる必要があり、一般会計から29億5,600万円を繰入れして経営を維持しております。また、このうち13億5,500万円が基準外繰入金となっております。現在、下水道使用料の適正化を図るために、使用料改定に向けた準備を進めております。今後は、人口減少に伴う使用料収入の減少や老朽化による維持管理費の増加が見込まれることから、過度な繰入金依存を避けつつ、効率的な経営を行い、長期的な事業継続確保に努めてまいります。以上、下水道事業会計決算書の概要説明を終わります。

(質 疑)

- 姫路 敏 15ページの村上市下水道事業報告書というところで、水洗化率が80.2%ということ
で、これは旧村上市に係るところが大きいですか。
- 上下水道課長 今回の80.2%につきましては、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水
下水道も含めた全域の下水道事業に係る水洗化率でございます。

- 姫路 敏 恐らく旧郡部のほうというのは結構これつなげているところが多いかなと思うのですが、どっちかという旧村上市の後で工事していったところというのがなかなかつなげていないのかなとは思いますが、そういうような傾向ですか。
- 上下水道課長 委員おっしゃるとおりでございます。最終的に完成したのが令和5年ですけれども、村上地区が一番最後になりましたので、やはり水洗化率が低いのは村上地区が一番低いということになっております。
- 姫路 敏 つなげない要素で、今最近になって聞くのは、1つはいわゆる貧困、お金がない。いわゆる全部変えなければいけない、流しから全部、もうお金がないというのと、あともう一つは、これは大きな要素になってくるのですが、高齢化による、いわゆる後もないし、夫婦2人で住んでいても、もうこれで私らそんなにお金かけなくても、今のままでいいわっていつつなげない、この割合というのは相当数あると思うのですが、それどんなふうに把握していらっしゃいますか。
- 上下水道課長 普及率の低いところに戸別訪問などもしているのですが、申し訳ありません、高齢者世帯が接続していないということに関しては承知はしているのですが、どのぐらいの割合かなどについては把握しておりません。
- 姫路 敏 今後は、高齢化に伴っての改修をためらうということも結構あると思うので、水洗化率を無理にそこに上げようとして交渉しに行っても、厳しいところがあるのかなと思いますので、その辺も考えながらお願いしたいなと、こういうふうに思っております。それと、9ページ、またキャッシュフローの件なのですが、前期のときに11億7,800万円ほどあったのが、今回期首になるべく期末のところでは6億2,000万円ということで、大変これも厳しい状況なのかなと。現金が回るのには、相当またよそから持ってこなければいけないのだろうなというのを伺いますけれども、この辺は来年度は少しでも回収、改善できるのか教えていただけますか。
- 上下水道課長 下水道事業なのですが、簡易水道事業と同様に、一般会計から多額の資金を入れて経営を成り立たせているような状況でございます。収入益だけでは経費を賄えていないというのが現状ですので、こちらについても料金改定によって何とか維持管理費を賄える程度の料金改定に今しようとしているところがございますので、なかなか将来的な改築更新費用ですとか、そちらのほうにまでまだ賄えないような状況になっていることにはなりますので、今後も計画的な更新などをしっかり進めながら、料金についても5年ごとに見直しをかけながら、適正な料金改定をしていきたいなというふうには思っております。
- 姫路 敏 その改善に伴って下水道処理場の統廃合、これを、先ほども言いましたが、進めているということでしょうけれども、取りあえず何度も言いますが、合併処理浄化槽への切替えというのも念頭に置いてやっぱり早めに、何度も言いますが、取りかかってもらいたいなというふうに思っております。先ほど言った珠洲市もこの災害が契機として合併処理浄化槽に切り替えるということをもう今年度から動いていますので、その辺も含めてちょっと見ていただきたいなと思いますが、どうでしょうか。
- 上下水道課長 珠洲市のことも承知はしておるのですが、今本市においても、集合処理から個別処理、今集落排水から合併処理浄化槽への移行ですとか、そういったところも含めて検討に入っております。今コンサルにかけて、その計画を練っているところがございますので、今年度それが出来上がった段階で、またさらに市の内部で再検討しながら、今後市の取るべき方向性について、しっかりと検証していきたいとい

うふうに思っております。

姫路 敏 最後に、また借入れの件、若干触っておきたいなと思ひまして、最終ページの57ページ、ここに全体のことが書かれておりますが、令和6年度に借り入れた件数というのが相当数ございます。これ見ると財務省のほうが、やっぱり見ると金利が高うございます。北新潟農業協同、農協ですね、これ、農協のほうが0.889%とか、結構農協続いたり、あときらやか銀行さんがあったり、村上信金さんがあったりというところがございます。下水道事業に関して見ると、こうやって市中銀行に恐らく入札等で入れているのでしょけれども、上水道と違ってこうやって市中銀行を使っておりますけれども、これ何か訳あるのですか。

上下水道課長 こちらのほうの市中銀行を使っているところについてなのですけれども、今回市中銀行を借り入れるに当たって、確かに入札をしてございます。そして、この借り入れた企業債なのですけれども、資本費平準化債というものを使っておりまして、企業債の借換えをしているものでございます。こちらについては、市中銀行を使って入札をして、借入れ先を決めているような状況になっております。

姫路 敏 そうすると、これは借換えが中心になって市中銀行の入札をかけてやったと。当然そうなってくれば、財務省の財政融資資金とか、それよりは利息下がることになりますよね、下がらなければ意味ないですから。そういうのというのは、どのぐらいの割合であるのですか。今後もやっぱり続けていく予定で、今年度もそんなことしていますか。

上下水道課長 すみません、割合についてはそのときの償還額に応じてになりますので、ちょっと申し上げられないのですけれども、今後もこのように借換えの際は市中銀行を借入れ先として使っていきたいというふうには考えております。

姫路 敏 それというのは、同じ企業である上水道会計とかにもありますよね。上水道会計と、やっぱりこの下水道会計の在り方が違うのですか。これどういうことなのですか。上水道会計って、見るとそういうことをしていないよね。

上下水道課長 この資本費平準化債というものは、先ほども企業債を借り入れる際には耐用年数があるというようなお話しさせていただいて、その耐用年数に合った借入期間で借りているものなのですけれども、仮に下水道管渠が50年の耐用年数があつて、30年しか借りられませんでしたと、残り20年をまた借り換えることができるのです。その際に、その裏に交付税で算入されるとかというものもくっついてくるのですけれども、有利な起債となっておりますので、また借入先を市中銀行にしているというところでございます。

姫路 敏 そういう借換え等々につけば、県とかにいわゆる許可を得るといふか、県とかに相談するとか、そういう県とか、国とか、国はまだあれですけども、そういう絡みというのはあるわけですよ、それで。どういうふうな絡みでどうなっているのか、ちょっと聞かせてもらえますか。

経営企画室長 一応県のほうでも各自治体の財政状況とか確認しながら、起債の借入額等協議していますので、一応県のほうに協議をして、これぐらい借りたいということで、その結果借りているという形になっています。

姫路 敏 ということは、ちょっと確認したいのですが、市のほうでこれをこういうふう借り換えることによって市中銀行に入札かけるとこのぐらいの金利になるかどうか分からないのですけれども、こういうことをして借り替えたりなんなりしていきたいのだけれどもというのを県のほうに御相談といふか、協議して、県のほうでオーケー

一を取れないとできないということですよね。それどうなっているのだね。県があなたのところの財政状況からして、それはちょっとふさわしくないよということも言われる関連も出てくるわけですよ。

経営企画室副参事（石井） 今ほどの御質問ですけれども、県のほうで一応平準化債を借りますということで協議をして、そこで同意を得て、初めて借りられる起債になるのですけれども、平準化債、当初借りるときに10年間で借りまして、10年後に借換えをしています、実際。20年借りるのですけれども、当初金融機関って10年でしかちょっと借りられないものですから、10年間を借りて、今の借換えというお話ですけれども、残りの半額、償還して10年後に半分に、半分まで返して、残りの半分をもう10年借換えをして、金融機関から借りているような状況になります。

姫路 敏 いや、私が聞いているのはそういうことではなくて、それは何か分かるのですけれども、こういう市で、これ有利だよ、市中銀行のほうにやったほうがいいから、借換えも含め、あるいは借りねばないことに対してみれば、市中銀行で入札したほうがいいという判断をしたときに、そういうようなことの行為をする前に、県のほうに承諾を得て、許可を得ないとできないのかということを知っている。

経営企画室副参事（石井） 毎年春に県に協議をするのですけれども、そのときにどこから借りるか、財政融資にするのか、銀行からの縁故債を借りるのかという、一応一番最初にどこから借りるか選択をします。そこで今の資本費平準化債に関しては、銀行等引受債を借りますということで協議をして、借りているような状況です。

姫路 敏 協議をして借りるのだけれども、県が駄目だと言え、借りれないのでしょうかということを知っている、逆に言えば。

経営企画室副参事（石井） そこで同意をいただければ当然借りられないことにはなりますけれども、今までは一応同意をいただいているというか、借りられなかったということはありません。

姫路 敏 それで、先ほどもう上水道の件は終わっておりますが、こうやって下水道に関してみれば、相当こういうふうにして借換え等を考えながら、金利を安くしようという努力が物すごくうかがえるわけですよ、この借入金の状況を見るだけでも。これ上水道ではそういうことはできないのかねということはどうですか。同じやり方というのはできないの。上水道と下水道の何かの違いがあるのですか。

経営企画室副参事（石井） 上水道事業に関しては資本費平準化債というものがございませんので、下水だけになります。

姫路 敏 分かりました。上水道は、難しいということですね。では、下水道で利息が何ぼか、もう本当に借りている金額が大きいだけに、少しのパーセンテージで相当な金額を利息で取られるという可能性も十分ありますので、ぜひこういう形の中でどんどん切り替えながらやっていってもらいたいなと、こういうふうに思います。副市長、どうですか、最後に。

副市長 当然市にとりまして、有利な借換えも含めて、その選択、入札による低利なものに借り換えるというのは必要なことだと思いますので、これまでも、従来どおり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

佐藤 憲昭 お疲れさまでございます。雨が降れば警報級の対策本部ということで、お疲れさまでございます。そこで、15、16ページの浸水対策についてちょっと確認させていただきたいのですけれども、まず15ページの泉町ポンプ場の耐震診断やっていますが、この結果はどういう結果になったのでしょうか。

下水道工事室長 結果のほうは、土木、建築とも耐震が必要というような結果になっております。
佐藤 憲昭 分かりました。それでは、16ページのつい最近の大雨によりまして、荒川地域、道路に冠水したということで、非常に住民の方々心配されているのですが、この中段辺りに、荒川地域の雨水幹線の整備を計画的に実施しますということになっておるのですけれども、具体的な取組内容、もし決まっていたら聞かせていただきたいのですけれども。

上下水道課長 荒川地域の雨水計画についてなのですけれども、今流域治水のほうとも一緒になって計画を進めているところなのですけれども、雨水幹線につきましては、2号幹線と3号幹線、2幹線を今現在整備を進めているところでございます。3号幹線につきましては、都市計画道路東大通り線と共に整備を進めているところから、進捗状況はちょっと思わしくないところもございますけれども、整備は進めているところでございます。できるところから進めているところでございます。2号幹線につきましては、昨年度から樋門から整備をスタートしておりまして、本年度は管渠について整備をする予定にしております、両幹線ともに令和8年度末の完了を目標に今整備を進めているところでございます。

佐藤 憲昭 ありがとうございます。特にJR羽越本線のボトルネックのところ非常に気になってはおりますが、なるべく計画を進めていただければと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第104号は、起立全員にて原案のおり認定すべきものと決定した。

○以上のおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（河村幸雄君）閉会を宣する。

（午後 1時29分）